

トークン付与に関する覚書

合意日: 20__年__月__日

本会社 [住所]
[名称]
[代表者]

本投資家 [住所]
[名称]
[代表者]

上記の本会社および本投資家は、上記日付と同日付で締結された両者間の第[1]回J-KISS型新株予約権投資契約書(以下「本投資契約」という。)に付随して、以下の通り覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

本覚書締結の成立の証として本会社と本投資家は上記日付でこの書類に電子署名する。

1. 定義

- (1) 本覚書の用語は、以下に定められるもののほか、本投資契約およびこれに添付される発行要項(以下「本要項」という。)に定義される意味による。
 - (a) 「対象ネットワーク」とは、本会社が企画、開発もしくは実装するブロックチェーンベースのネットワークをいう。
 - (b) 「パブリックローンチ」とは、対象ネットワークのプロトコルをパーミッションド・バージョンからパーミッションレス・バージョンに移行することをいう。パブリックローンチは、本会社により誠実かつ合理的に判定され、本覚書に従い本投資家に通知される。
 - (c) 「指定受取人」とは、対象トークン(以下に定義)の受取人として本会社が別紙1の付与請求書(以下「付与請求書」という。)に指定する者をいう。
 - (d) 「ステーキング・メカニズム」とは、対象トークンの保有者において、対象ネットワークの開発者の導入する仕組みにより対象トークンをステークすることが可能となるアレンジメントをいう。
 - (e) 「失効日」とは、本覚書の締結日から10年後の応当日をいう。
- (2) 本覚書において「書面」「証書」「書類」その他紙面を示唆する用語は、いずれも可読性が確保され改竄が容易でない電磁的記録によるものを含むものとする。なお、ポータブル・ドキュメント・フォーマット(PDF)により生成された電子ファイルは、本号の要件を充足する電磁的記録として取り扱われるものとする。

2. トークンの付与

- (1) 本投資家は、各対象ネットワークにつきパブリックローンチが発生した日(以下「ローンチ日」という。)以降、失効日までの間、本覚書に定める条件に従い、本会社に対し、次号に定める数の、その対象ネットワークに使用するトークン(以下「対象トークン」という。)を指定受取人に付与するよう請求することができるものとし、本会社は、請求に従い指定受取人に対して対象トークンを付与するものとする。
- (2) 前号により本投資家に付与される対象トークンの数は、ローンチ日の時点において公表されている対象ネットワークないし対象トークンについてのホワイトペーパーに記載される対象トークンの発行上限数ないし総供給量の[3]%に相当する数とする。

3. 付与請求の手続き

- (1) 第2項に定める対象トークンの付与請求は、ローンチ日以降、失効日までに、本投資家が付与請求書を本会社に提出することにより行われるものとする。
- (2) 本会社は、対象ネットワークにつきパブリックローンチが発生する都度、そのローンチ日の10日前までに本投資家にその旨を通知しなければならない。
- (3) 付与請求書の提出を受けた本会社は、その日から5日以内に、付与請求書に定めるネットワークアドレス宛に送信することにより、指定受取人に前項第(2)号に定める数の対象トークンを付与するものとする。
- (4) 対象トークンを送信するに際し、本会社はまず、指定されたネットワークアドレス宛に少量の対象トークンを送信し、指定受取人からの受領確認を得たうえで、その残りを送信するものとする。
- (5) 対象トークンの発行者が本会社ではない場合、本会社は、対象トークンの発行者に直接、指定され

たネットワークアドレス宛に対象トークンを送信させることにより、前二号の義務を履行することができるものとする。

4. ロックアップ

- (1) 本覚書により付与された対象トークンは、以下の制限に服するものとする。
 - (a) 対象トークンは、ローンチ日から[1]年間、取引その他の理由を問わず第三者に移転してはならない。ただし、本(a)の規定は、対象トークンの付与を受けるに当たり対象トークンの発行者と指定受取人が合意した数の対象トークンをステーキング・メカニズムに従ってステーキングの対象とすることを妨げない。
 - (b) トークン発行日の[1]年後の応当日以降、月次の応当日の到来ごとに、本覚書により付与された対象トークンの1/[24]に相当する数の対象トークンにつき取引可能となるものとし、これによりトークン発行日の[36]ヶ月後の応当日以降はすべての対象トークンを自由に取引することができるものとする。
- (2) 前号の取引制限に従うことを条件として、指定受取人は付与を受けた対象トークンのすべてにつき、議決権その他対象トークンに付与されたガバナンス上の権利を行使することができるものとする。

5. 非中央集権

- (1) 対象ネットワークは非中央集権型のネットワークであり、対象トークンの総供給量は対称トークンの保有者全体の投票行動(またはステーキング・メカニズムにより自動的に生成される対象トークン)により変更される可能性があることを本投資家および本会社は相互に了解する。ただし、本会社はローンチ日から[3]年間、対象トークンの総供給量を増加させる投票の企画を主導し、もしくは対象トークンの発行者、本会社の関係者その他の第三者をしてこれを主導させてはならない。
- (2) 本会社は、ローンチ日から[3]年間、対象ネットワークのハードフォークの企画を主導し、もしくは対象トークンの発行者、本会社の関係者その他の第三者をしてこれを主導してはならない。ただし、ハードフォークにより生成される新たなネットワークにおいて生成するトークンの総供給量に占める本投資家が保有するトークンの割合が、ハードフォークの直前における対象トークンの総供給量に占める本投資家が保有する対象トークンの割合に等しくなるハードフォークの企画については、この限りではない。

6. 複数の付与請求

- (1) 本覚書に定める対象トークンの付与請求は、対象ネットワークの定義に該当するネットワークのパブリックローンチが発生する都度、その対象ネットワークに係る対象トークンにつき行うことができるものとし、本会社は、各対象ネットワークがパブリックローンチするごとに、本覚書に定める義務を履行しなければならない。
- (2) 本覚書に定める付与請求は、各対象トークンにつき複数回に分けて行うことを妨げられないものとする。

7. 関連事業体

本会社、本会社の創業者または本会社の関係者が対象ネットワークに関する事業体(対象ネットワークを管理もしくは開発し、もしくは対象ネットワークの開発に必要な知的財産の利用許諾を受け、または対象ネットワークもしくはこれに類似するネットワークに用いられるトークンを生成、受領もしくは発行する事業体を含み、以下「関連事業体」という。)を設立した場合、本会社は、本投資家の要請に従い、関連事業体に本覚書と同等の条件が規定された契約を本投資家または本投資家が指定した者との間に締結させなければならない。

8. AML/CFT

本覚書のいかなる条項にもかかわらず、適用法令上、対象トークンの発行につき仲介業者の使用が義務付けられ、またはその他の理由により、対象トークンの付与につき顧客デューディリジェンスの履行が義務付けられ、もしくは対象トークンの付与につき適用される経済制裁その他の法令により、指定受取人に対する対象トークンの付与が適用法令に抵触することとなる場合、本投資家は、本覚書に基づく対象トークンの付与が行われない場合があることを了承する。

9. 一般条項

- (1) 本覚書は、頭書記載の締結日に発効し、失効日にその効力を喪失する。

- (2) 本投資契約に一般条項として定める事項は、本覚書の各条項と矛盾もしくは抵触がない限り、本覚書にも適用されるものとする。
- (3) 本覚書において予定されていない事象の発生により対象ネットワークまたは対象トークンの開発計画に重要な変更が生じた場合、本会社と本投資家は、本覚書の締結当初に合意された意図および目的を達成することができるよう本覚書を改定するものとする。

以上

別紙1 付与請求書

付与請求書

日付:20__年__月__日

[本会社名] 御中

貴社との間で締結した「トークン付与に関する覚書」(以下「本覚書」といいます。)に基づき、以下の通り対象トークンの付与を請求いたします。

対象ネットワークの名称: _____

対象トークンの名称: _____

付与を受ける対象トークンの数: _____

指定受取人:

(いずれかに✓)

☐ 本投資家

☐ 本投資家以外

名称: _____

住所: _____

代表者氏名: _____

本書の提出により、本投資家は投資契約書第4.1条各号に規定する本投資家による表明保証(ただし、「引受新株予約権」とあるのは「対象トークン」、「持分」とあるのは「持分(トークンを含む。)」と、それぞれ読み替えて適用されます。)が上記日付において真実かつ正確であることをここに保証します。

本覚書の定めに従い、上記個数の対象トークンを下記のネットワークアドレス宛に送信してください。なお、対象トークンの発行者が本会社ではなく、本覚書の定めに従い発行者が直接、対象トークンを送信する場合、発行者が指定受取人に上記個数の対象トークンを送信したことを証する資料を本投資家にご提供ください。

指定ネットワークアドレス: _____

本投資家 [住所]
 [名称]
 [代表者]

以上